

 作成日
 :
 2013
 年
 3
 月
 28
 日

 改訂日
 :
 2025
 年
 10
 月
 8
 日

安全データシート

【1. 化学品及び会社情報】

化学品の名称: ゼオセライト (粉末製品)会社名: YAMAKIN株式会社

住所 : 〒543-0015 大阪府大阪市天王寺区真田山町3番7号

電話番号 : 06-6761-4739 FAX番号 : 06-6761-4743

【2. 危険有害性の要約】

GHS 分類

健康に関する有害性

・皮膚感作性 : 区分1・発がん性 : 区分2

・特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2(呼吸器、全身毒性)

・特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(呼吸器)

・生殖毒性 : 区分2

環境に関する有害性

・水生環境有害性 短期 (急性) : 区分 2・水生環境有害性 長期 (慢性) : 区分 3

ラベル要素

·表示:



・注意喚起語 : 危険

・危険有害性情報 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれ 臓器の障害のおそれ

長期のわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

水生生物に毒性

長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

・安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入を避けること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。



環境への放出を避けること。

漏出物を回収すること。

・応急措置:皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合:医師の診断/手当を受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当を受けること。

この製品を使用する時は、飲食または喫煙をしないこと。

気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

保管: 施錠して保管すること。

・廃棄 : 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委

託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

【3. 組成及び成分情報】

組成情報は営業上の秘密に該当するため、含有量を幅記載とする。 安全上のリスクが最大となる組成を記載している。

単一製品・混合の区別 : 混合物

成分及び含有量:

化学物質名		化学式	含有率 wt%	CAS No.
複合酸化物ガラス		_	>60	_
乳濁材	酸化ジルコニウム	ZrO_2	0-30	1314-23-4
	酸化チタン (IV)	TiO ₂	0-20	13463-67-7
	酸化亜鉛	ZnO	0-5	1314-13-2
着色剤	コバルト化合物	_	0-10	_
	ニッケル化合物	_	0-10	_
	クロム化合物	_	0-10	_
	マンガン化合物	_	0-20	_
	その他顔料	_	0-20	_

【4. 応急措置】

目に入った場合 : 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズ

を着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けるこ

と。直ちに医師に連絡すること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断/手当を受けること。

皮膚に付着した場合

: 付着部を水または石鹸水で洗い流すこと。

吸入した場合

: 被災者をただちに新鮮な空気の場所に移動させ、よくうがいを行う。

飲み込んだ場合:口の中をよく洗浄した後、医師の診察を受けること。



【5. 火災時の措置】

消火剤 : 周辺火災に応じて水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用す

る。

使ってはならない消火剤 : データなし 特有の危険有害性 : データなし

特有の消火方法 : 消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護: 消火作業の際は、適切な保護具や耐火服を着用する。

【6. 漏出時の措置】

人体に対する注意事項

・保護具及び緊急時措置: 作業者は適切な保護具を着用し、服、皮膚への接触や吸入を避ける。

・環境に対する注意事項 : 環境中に放出してはならない。

河川、水路や下水に流れ込ませないように注意すること。

・封じ込め及び浄化の方法/機材

: 床面などにこぼれた場合には、直ちに真空式吸引器などにより空容器に 回収した後拭き取り、ウエス等で拭き取る。回収後は産業廃棄物として廃

棄する。

着色粉末のため、飛散および付近の汚染に注意する。

・二次災害の防止策 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流出を防ぐ

【7. 取扱い及び保管上の注意】

取扱い

・技術的対策: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用

する。

・局所排気/全体換気: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

接触回避 : データなし

・安全取扱注意事項 : 使用前に添付文書を入手すること。

すべての安全注意を読み、理解するまで取扱わないこと。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙しないこと。

保管

・技術的対策 : データなし

・保管条件 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

・容器包装材料 : データなし

【8. ばく露防止及び保護措置】

管理濃度 : Co として 0.02mg/m3 (コバルト化合物)

Ni として 0.1mg/m3 (ニッケル化合物)





許容濃度 :

	化学式	日本産業衛生学会	ACGIH
Han Fift St		(2025 年版)	(2025 年版)
物質名		許容濃度	許容濃度 TLV-TWA
		mg/m ³	mg/m ³
酸化ジルコニウム	$ m ZrO_2$	2(R)	5
酸化ンルコーリム		8(T)	
歌ルエ カン (取び	TiO ₂	1.5(R)	2.5
酸化チタン(IV)		2(T)	
酸化亜鉛	ZnO	0.5(R)	2
コバルト化合物	_	0.05	0.02
ニッケル化合物	_	0.1	0.2
クロム化合物	_	0.5	0.5
-> (+i) /1/ \ Hm		0.02(R)	0.02
マンガン化合物		0.1(T)	

R:吸入性粉塵 、T:総粉塵

設備対策 : 局所排気装置、手洗い・洗顔設備など。

保護具

・呼吸器の保護具 : 換気が不十分な場合、呼吸器保護具を着用すること。

・手の保護具 : 保護手袋を着用すること。・眼の保護具 : 保護眼鏡を着用すること。・皮膚及び身体の保護具 : 保護衣を着用すること。

衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

【9. 物理的及び化学的性質】

物理的状態、形状、色など

・物理状態 : 粉末

・色 : 製品ごとに色が異なる

・臭い : 無臭

・融点/凝固点 : データなし・沸点又は初留点及び沸点 : データなし

範囲

: データなし • 可燃性 ・爆発下限界及び上限界 : データなし • 引火点 : データなし : データなし 自然発火点 : データなし ・分解温度 : データなし • pH : データなし • 動粘性率 • 溶解度 : データなし ・n-オクタノール/水分配 : データなし

係数

・蒸気圧 : データなし



・密度及び/又は相対密度 : データなし・相対ガス密度 : データなし・粒子特性 : データなし

【10. 安定性及び反応性】

安定性・反応性 : 通常の条件では安定である。

危険有害反応の可能性 : データなし 避けるべき条件 : データなし 混触危険物質 : データなし 危険有害な分解生成物 : データなし

【11. 有害性情報】

急性毒性 : 分類できない 皮膚腐食性/刺激性 : 分類できない 眼に対する重篤な : 分類できない

損傷性/刺激性

呼吸器感作性または : [区分1] 酸化ジルコニウム

皮膚感作性

生殖細胞変異原生 : 分類できない

発がん性 : [区分2] 酸化チタン (IV)

生殖毒性 : [区分 2] 酸化亜鉛

特定標的臟器毒性

単回ばく露 : [区分2 (呼吸器、全身毒性)] 酸化 亜鉛 反復ばく露 : [区分1 (呼吸器)] 酸化 チタン (IV)

誤えん有害性 : 分類できない

【12. 環境影響情報】

生態毒性

水生環境有害性 短期 : [区分 2] 酸化亜鉛

(急性)

水生環境有害性 長期 : [区分 3] 酸化亜鉛

(慢性)

残留性・分解性: 分類できない生体蓄積性: 分類できない土壌中の移動性: 分類できないオゾン層への有害性: 分類できない

【13. 廃棄上の注意】

・残余廃棄物: 廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共

団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。



・汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

容器は関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

【14. 輸送上の注意】

国際規制

・海上規制・航空輸送・国連分類: 該当しない: 該当しない

国内規制

・陸上輸送 : 該当する法律に従う。

・海上輸送 : 船舶安全法の規定に従う・航空輸送 : 航空法の規定に従う。

安全対策:輸送前に容器の破損、腐食、漏れがないことを確認する。

転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

【15. 適用法令】

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の.

2)

酸化亜鉛

酸化ジルコニウム (ジルコニウム化合物)

酸化チタン (IV)

コバルト化合物 (コバルト及びその化合物)

ニッケル化合物

クロム化合物 (クロム及びその化合物) マンガン化合物 (無機マンガン化合物)

化学物質管理促進法 (PRTR 法) : 該当しない 毒物及び劇物取締法 : 該当しない

大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質

酸化亜鉛(亜鉛及びその化合物)

船舶安全法: 該当しない航空法: 該当しない港則法: 該当しないじん肺法: 該当しない

【16. その他の情報】

本製品は歯科用材料です。用途の変更や一般家庭での使用は避けてください。

注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであり特別の取扱いをする場合には、用途・用法に適した 安全対策を実施してください。取扱説明書は、使用者がいつでも閲覧できるようにし、本製品の使用中 止、廃棄するまで大切に保管してください。

また記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しており、記載のデータや評価に関し



ては、いかなる保証をするものではありません。

【参考文献】

- ・(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) ホームページ
- ・職場の安全サイト ホームページ
- ・日本産業衛生学会 許容濃度の勧告 (2025年度)
- ACGIH-TLVs and BEIs (2025)

【改訂履歴】

- 01 2013年 3月 28日 初版
- 02 2017年 12月 19日 2版
- 03 2025年 10月 8日 3版